

新たな体制で始まった 造血幹細胞移植医療体制整備事業

— 移植後の患者の長期フォローアップなども —

造血幹細胞移植医療体制整備事業において、2020年度から新たな拠点病院事業が始まりました。同医療体制整備事業は、どの地域の病院においても、疾病の種類や治療ステージに応じた最適な造血幹細胞移植を受けることができ、移植後の患者は長期のフォローアップを受けることができるなどの医療提供体制の構築を目的としています。

事業の実施要綱や拠点病院の 選定基準を見直し、体制を構築

造血幹細胞移植医療体制整備事業ではこれまで、全国8ブロックに9カ所の拠点病院が選定され、事業が実施されてきました。そして、厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会が、事業内容の見直しの必要性を指摘したことを受け、事業の実施要綱と拠点病院の選定基準の改定を行うとともに、新たな基準に基づいて拠点病院の再選定が行われていました。

新たな選定においては、全国9ブロックに12拠点病院が認定されています。認定された施設は、右記の事業を行うものとされています。

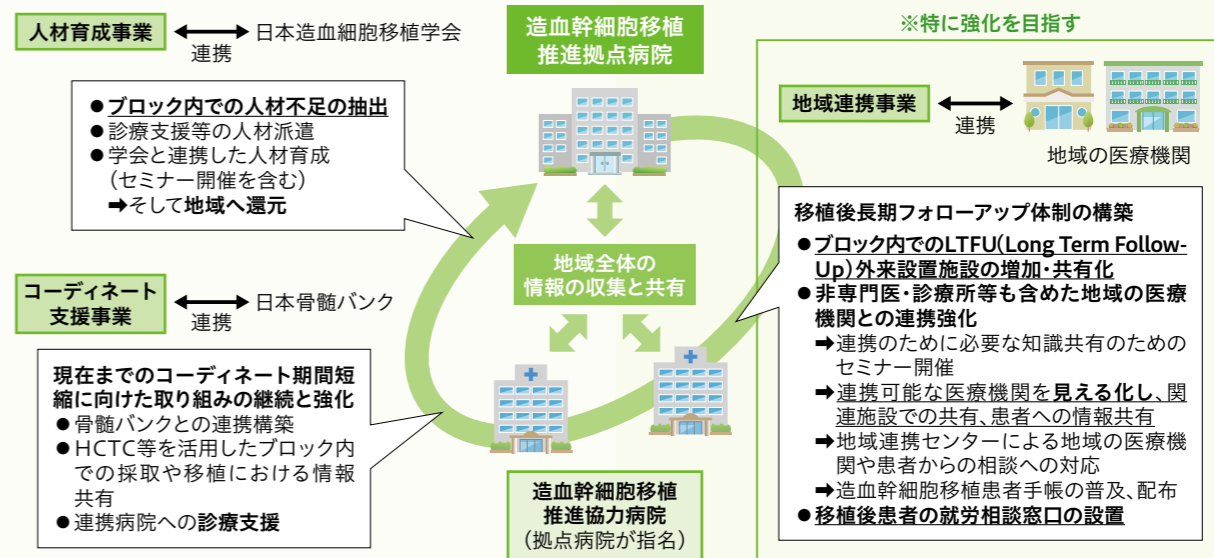
- 造血幹細胞移植医療人材育成事業
→担当地域で不足している造血幹細胞移植に携わる専門的な医師や医療従事者の育成。
- 造血幹細胞移植コーディネート支援事業
→患者の早期移植を実現するための移植医療関係者や関連機関との調整。
- 造血幹細胞移植地域連携事業
→地域内で移植を受けた患者が長期的なフォローアップを受けられるよう、医療機関の要請に応じ、造血幹細胞移植の専門医等を派遣するなどの診療支援の実施。地域の医療機関の医療従事者も参加する、造血幹細胞移植に関する連絡会議等の開催。患者や地域の医療機関等からの相談対応、造血幹細胞提供関連事業者との連携、造血幹細胞移植に関する情報提供等を行うための地域連携支援センターの設置。同センター内に就労支援の窓口を設置し、造血幹細胞移植を受けた患者からの就労相談等に対応。

新たに認定された造血幹細胞移植推進拠点病院

- 北海道大学病院(北海道ブロック)
- 東北大学病院(東北ブロック)
- 東京都立駒込病院(関東甲信越ブロック)
- 国立がん研究センター中央病院(関東甲信越ブロック)
- 虎の門病院(関東甲信越ブロック)
- 名古屋第一赤十字病院(東海ブロック)

- 金沢大学附属病院(北陸ブロック)
- 大阪市立大学医学部附属病院(近畿ブロック)
- 岡山大学病院(中国・四国ブロック)
- 愛媛県立中央病院(中国・四国ブロック)
- 九州大学病院(九州ブロック)
- 琉球大学医学部附属病院(沖縄ブロック)

造血幹細胞移植医療体制整備事業における拠点病院事業のイメージ



(厚生労働省「造血幹細胞移植医療体制整備事業」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/zouketukansaibo.html)の内容を加工して作成)

移植後患者指導管理料(臓器移植後の場合/造血幹細胞移植後の場合)の評価概要

移植後患者指導管理料(月1回300点)	
算定要件の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■臓器移植後または造血幹細胞移植後の患者であって、入院中以外の患者が対象。移植に係る診療科に専任する医師と移植医療に係る適切な研修を受けた専任の看護師が、必要に応じて、薬剤師等と連携して治療計画を作成し、移植後の患者に特有の拒絶反応や移植片対宿主病(GVHD)、易感染性等の特性を考慮して、療養上必要な指導管理を行った場合に算定。
施設基準の概要(造血幹細胞移植後)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の職種が連携して、診療を行う体制がある。 <ol style="list-style-type: none"> (1)造血幹細胞移植に従事した経験を2年以上有し、造血幹細胞移植を10例以上(小児科の場合は7例以上)の経験症例を持つ専任の常勤医師。 (2)造血幹細胞移植に従事した経験を2年以上有し、移植医療に係る適切な研修*を修了した専任の常勤看護師。 (3)免疫抑制状態の患者の薬剤管理の経験を有する常勤薬剤師。 ※移植医療に係る適切な研修は、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> ①医療関係団体が主催するもの。 ②移植医療に関する業務を実施する上で必要な内容を含み、通算して3日間以上の、講義、演習または実習等からなる研修(実習を除く、講義または演習等は10時間以上)。 ③講義または演習等で、造血幹細胞移植の特性に応じた、移植の適応、免疫反応、感染症等の合併症、移植プロセスに応じたコーディネーション等について研修するもの。 ■移植医療に特化した専門外来が設置されている。

(厚生労働省「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて(通知)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666311.pdf>)、および「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000666093.pdf>)の内容を加工して作成)

造血幹細胞移植後の患者のフォローアップが 評価される移植後患者指導管理料

造血幹細胞移植を受けた患者のフォローアップに係る診療報酬評価では、移植後患者指導管理料が設定されています。角膜を除く臓器移植または造血幹細胞移植を受けた患者が対象で、移植した

臓器、造血幹細胞を長期にわたって生着させるため、多職種が連携し、移植の特殊性に配慮した専門的な外来管理を行うことが評価されます。

臓器移植後の患者と、造血幹細胞移植後の患者に区分されていますが、点数はいずれも月1回300点という設定です。